

はるか

Vol.10

2003.4.1

春日井市男女共同参画推進条例を制定しました。



ひとりひとりの個性を大切に。

市では、すべての人々が個人として尊重され、性別にとらわれることなくのびやかに暮らせる社会の実現に積極的に取り組んでいます。しかし、男女の平等をはばむ社会の制度や慣行とそれを支える固定的な性別役割分担意識は依然として存在し、社会のさまざまな活動における男女の共同参画を達成するには、多くの課題が残っています。

そのために、基本理念や市・市民・事業者のみなさんの責務を明らかにし、市の基本的な施策を定めることにより、男女がこれまでの役割にとらわれず、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、安心と生きがいのある地域社会をめざして、男女共同参画を一層推進するよう、平成15年4月1日に男女共同参画推進条例を施行しました。

5つの 基本理念

男女共同参画を推進するため 基本となる考え方を決めました。

1. 男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別により差別されることなく、個性と能力を十分に発揮できるよう、その人権が尊重されることです。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担などにより、個人の生き方や活動の自由な選択を妨げられないよう配慮されることです。



3. 政策等の立案及び決定への共同参画

各分野における方針の企画・立案から決定・実施に至るまでの経過に、男女が共に参画できる機会が確保されることです。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活と働くこと、学校に通うこと、地域社会の活動などとの両立が図られることです。

5. 世界的視野の下に行う取組

男女共同参画推進の取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることに留意し、世界的視野の下に行われることです。



市民・事業者のみなさんと 市の責務を明らかにしました。

市民

のみなさんは

家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野で男女共同参画の推進に努めましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

市は

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定、実施します。

市民、事業者、国、他の地方公共団体と連携を図りながら協力し、男女共同参画の推進に努めます。

事業者

のみなさんは

事業活動に関して男女共同参画の推進に努めましょう。

市が実施する施策に協力しましょう。

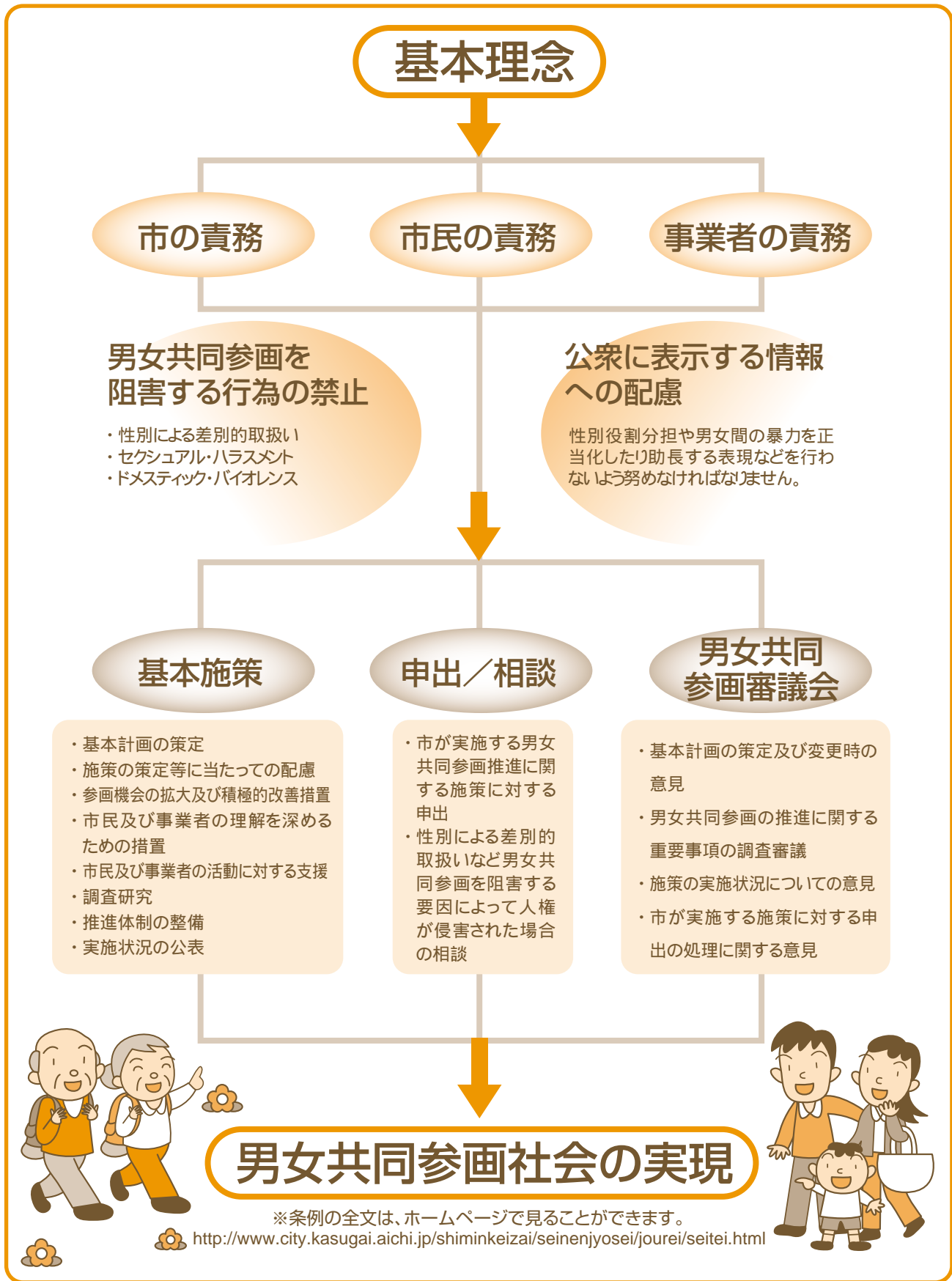
■男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

■性別役割分担

「男は仕事、女は家庭」というように、一人ひとりの個性や能力ではなく、性別によって役割を固定してしまうこと。社会のあらゆる分野に浸透していて、そのことによって男女共に生き方が狭められる場合がある。

条例のしくみ



■セクシュアル・ハラスメント

学校・職場などあらゆる分野において、相手の望まない性的な言動により、相手に不快感や不利益を与えたり、相手の生活環境を害すること。

■ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者間や恋人間など、婚姻の有無を問わず親密な関係にある人々の間におきる暴力をいう。単に殴る蹴るなどの身体的な暴力のみならず威嚇する、無視する、友人とのつきあいを制限するなどの精神的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力なども含まれる。

INFORMATION

男女共同参画推進条例に基づいて、
男女の人権侵害に関する相談の窓口や市が実施する
施策への意見の申出制度を設けました。

●相談や意見申出制度の内容と窓口〔個人の秘密は守られます。〕

| | 内 容 | 窓 口 |
|-------------|---|--|
| 男女人権相談 | 性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスによる人権侵害について、カウンセラーが相談に応じます。さらに内容により専門的な相談も受けることができます。 | 電話または面接相談 青少年女性センター (レディヤンかすがい) ■とき/水・金 午後1時～4時30分 ■電話/89-3067 相談は4月23日(水)から開始します。 |
| 施策に対する意見の申出 | 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策などについて、意見を申し出ることができます。その意見は男女共同参画審議会が審議し、市は、審議会の意見を踏まえて、処理結果をお知らせします。 | 市民経済部青少年女性課 申出等詳しくは、青少年女性課に問い合わせください。 ■電話/85-6154 |

※市内に住所を有する方(事業所、団体を含む)のほか、市内に在勤、在学している方も利用できます。

かすがい市男女共同参画情報紙「はるか」

編集委員募集!!

男女共同参画に関する意識啓発などを目的に発行している、情報紙「はるか」にみなさんの意見を取り入れるため、編集委員を募集します。

- 主な活動 年2回発行する「はるか」の企画・取材・原稿作成などを行うため、編集会議に出席する。
- 任 期 2年
- 募集人数 3名
- 応募資格 市内在住の20歳以上の人で、男女共同参画の推進に関心があり、年10回程度の編集会議(原則として平日の日中開催予定)に出席できる人
- 応募方法 所定の委員応募申込書に応募の動機、自己PR、男女共同参画についての思いなどを記入し、提出してください(郵送可)。なお、応募申込書は青少年女性課、市役所情報コーナー、レディヤンかすがい、各ふれあいセンター、各公民館に用意してあります。
- 応募締切 平成15年4月15日(火) ※郵送の場合は当日消印有効
- 選考結果 平成15年5月中旬までに選考し、応募者全員に通知します。
- 送付・問い合わせ先 〒486-8686 春日井市市民経済部青少年女性課 電話85-6152

100%再生紙を使用しています。



ISO14001認証取得
「環境にやさしい自治体 春日井市」